

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和8年2月4日

福岡市環境局施設部臨海工場

### 1. 公募の趣旨

本業務委託については、本設備が製造者独自の仕様で設計・製造されており、点検にはその仕様を熟知し、かつ専門的な技術が必要であることから、製造者から保守業務を委嘱された者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、及び公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積合わせを実施する予定である。

### 2. 請負契約等の概要

#### (1) 請負契約等の件名

令和8年度臨海工場エレベータ保守委託

#### (2) 請負契約等の内容

本委託は、臨海工場に設置しているエレベータ及び小荷物専用昇降機が正常かつ良好な運転状態を維持するように保守点検（フルメンテナンス）を行うもの。

#### (3) 登録業種

区分なし

#### (4) 履行期間（予定）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けて

いる期間が終了していると判断されるものを除く。

#### 4. 公募要件

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 福岡市内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。
- (4) 直近3カ年において、本市、国又は地方公共団体その他公共団体から、積載荷重1,600kg以上の油圧式エレベータ設備の保守点検（フルメンテナンス）業務を直接受託し、確実に業務を履行した実績があること。
- (5) 常勤の自社社員で、委託範囲の設備に精通した技術者を保守点検作業に従事する作業員として配置できること。
- (6) 委託範囲の設備において故障等の不具合や閉じ込め等の緊急事態が発生した場合に、24時間体制で緊急要請を受け付けることができ、直ちに技術員を派遣し（必要に応じ当該設備の製造者等の派遣を含む）、適切な処理を取ることが可能であること。

#### 5. 手続等

##### (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

###### ① 配布期間

令和8年2月4日（水）～ 令和8年2月19日（木）

土曜日・日曜日・祝日を除く、9時から17時まで（12時から13時までを除く）

###### ② 配布場所

福岡市環境局施設部臨海工場

所在地 福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号

電話 092-642-4577

担当 神村（かみむら）

###### ③ 配布方法

配布場所において配布する。

###### ④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

##### (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

###### ① 提出期間

(1) ①に同じ

###### ② 提出場所

(1) ②に同じ

###### ③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

##### (3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を書面により通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

#### 6. 問い合わせ先

福岡市環境局施設部臨海工場

所在地 福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号

電話 092-642-4577

担当 神村（かみむら）

#### 7. 公募手続の中止又は見積り合わせの中止

本公募は、本事業に係る予算成立決定を前提としたものであり、予算成立決定後に効力を生じるものである。福岡市議会において予算案が否決された場合など、本市の事情により当該公募手続または当該業務の見積り合わせを中止する場合がある。

#### 8. その他

詳細は公募説明書による。